

令和5年2月24日

唐津市内の教育・保育施設をご利用の保護者の皆様へ

唐津市長 峰 達郎  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症に係る保育料の日割りについて

### 登園できなかった場合の保育料について

子どもや同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合や、子どもが要待機者となり登園できなかった場合などは、保育料の日割り対応を行います。この場合、保護者様からの申請書提出を確認後、対応を行います。申請書様式については子育て支援課又は各施設にて配布しています。市ホームページにも様式を公開しておりますので、ダウンロード、印刷の上ご記入ください。記入後は、施設確認印の押印を受けたうえで、子育て支援課又は各市民センター総務・福祉課へご提出ください（郵送可）。

なお、令和4年度分（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の申請は

# 3月31日まで

に必ずご提出ください（郵送の場合必着）。期日を過ぎた場合、日割り計算をすることができません。3月31日に登園を自粛される場合であっても、3月31日までにご提出ください。日割り計算した保育料については、次のとおり対応いたします。

- （1）唐津市が保育料を徴収している場合  
→翌月以降の保育料もしくは未納保育料に振替えます。振替えできる保育料がない場合は、登録口座へ返金します。
- （2）施設が保育料を徴収している場合  
→各施設により対応が異なりますので、施設へお尋ねください。

保育料が変更となる場合でも変更後の保育料のお知らせは行いませんのでご了承ください。なお、給食費などの取扱いについては各施設により対応が異なりますので、施設へお尋ねください。

**また、コロナに係る日割りの取り扱いは、令和5年3月31日をもって終了となります（厚生労働省からの通知）。予めご了承ください。**

※例えば、療養期間や自宅待機期間が3月から4月に跨る場合、令和5年3月31日までの期間は日割り対象となりますが、令和5年4月1日からの期間は対象外となります。

【本件に関するお問合せ】  
唐津市保健福祉部子育て支援課 TEL：72-9151